

## 電話リレーサービス提供業務情報公開規程

令和3年9月17日

規程第12号

### (目的)

第1条 この規程は、電話リレーサービス提供業務規程第30条第2項の規程に基づき、一般財団法人日本財団電話リレーサービス(以下、「財団」という。)が、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号。以下「法」という。)第9条に定める業務(以下「電話リレーサービス提供業務」という。)の実施に関し、運営の透明性を確保するとともに、電話リレーサービス提供業務の内容について広く社会の理解を得るため、適切な情報公開の推進について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「情報」とは、財団の電話リレーサービス提供業務に携わる役員及び職員(以下「役職員」という。)がその職務上作成し又は取得した文書、図画及び電磁的記録(官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。)であって、財団の役職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

2 この規程において、「公開」とは、情報を公開し、又は写しを提供することをいう。

### (法人文書の公開)

第3条 財団は、法令の規定に従い、次に掲げる法人文書について公開するものとする。

(1) 定款

(2) 評議員及び役員の名簿

(3) 収支予算書

(4) 事業計画書

(5) 収支計算書

(6) 事業報告書

(7) 貸借対照表

(8) 正味財産増減計算書

(9) 財産目録

(10) 理事会および評議員会の議事録

(11) 電話リレーサービス提供機関業務規程第32条に規定する規則、細則等

(12) その他電話リレーサービス提供業務に関して参考となる資料

2 前項の法人文書は、原則として、インターネットのホームページにおいて一般の公開に供するものとする。

3 本条第1項に規定する情報以外の情報について、公開の申請があったときは、当該申請に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下、「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報を公開するものとする。

(1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

① 慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報。

③ 当該個人が財団の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 財団以外の法人その他の団体(以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事

業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

- ① 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
  - ② 財団の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。
- (3) 財団内部又は関係機関その他の者との審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、財団の業務の遂行に関して誤解を生じるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
- (4) 財団の業務に関する情報であって、専ら財団内部の日常管理運営のためのもの又は、公開することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- 4 前項各号に掲げる非公開情報が記録されている情報について、非公開とする事由が消滅したと認められるときは、当該情報を公開するものとする。
- 5 財団は、公開情報に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申請者に対し当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 6 財団は、公開の申請に係る情報が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開の申請を拒むことができる。

#### (異議の申出)

第4条 第3条第3項に基づく公開決定について異議がある場合には、公開申請者は、当該公開決定に係る書類を受領した日から60日以内に、財団に対し異議の申出をすることができる。

2 財団は前項の規定による異議の申出を受理したときは、当該申出者に対して書面により速やかに回答するものとする。

#### (公益上の理由による公開)

第5条 財団は、公開申請に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると特に認めるときは、公開申請者に対し、当該情報を公開するものとする。

#### (所管)

第6条 財団の情報公開に関する事務は、総務チームが所管する。

#### (公開申請の手続)

第7条 情報公開の申請は、別に定める手続規則に基づき行うものとする。

#### (手数料)

第8条 情報公開の申請は、別に定める手続規則に基づく額とする。

#### (情報公開の総合的推進)

第9条 財団は、提供業務に関する情報公開の総合的な推進を図るため、財団の所有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、情報提供機能の強化等情報管理体制の整備に努めるとともに、公開申請をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるもの

とする。

(細則)

第10条 本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃については、理事会が決定する。

附則(令和3年9月17日 規程第12号)

本規程は、令和3年9月17日から施行する。